

試験研究費の額	1	
---------	---	--

控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3	
	控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 (2) + (3)	4	
増減試験研究費割合の計算	比 較 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(十二)「5」)	5	
	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (5)	6	
	増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(6)}{(5)}$	7	
試験研究費割合の計算	平 均 売 上 金 額 (別表六(十二)「10」)	8	
	試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(8)}$	9	
税額控除割合の計算	割 増 前 税 額 控 除 割 合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5 \text{又は} 8}{100}) \times 0.3$ (0.12未満の場合、(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	10	
	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11	
	税 額 控 除 割 合 (10) + ((10) × (11)) (小数点以下3位未満四捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	

事業年度	・ ・ ・	・ ・ ・	法人名			
中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)				13	円	
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)				14		
当期 税 額 基 準 額 の 計 算	(7) > 5 % 又は (7) > 8 % の場合			15	0.35	
	(9) > 10 % の場合の特例加算割合 $\left((9) - \frac{10}{100} \right) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)			16		
	当期税額基準額 (14) × ((15)、(0.25 + (16))) 又は 0.25			17	円	
当期税額控除可能額 ((13) と (17) のうち少ない金額)				18		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)				19		
法人税額の特別控除額 (18) - (19)				20		

平三十一・四・一以後終了事業年度分